

## 令和3年度北海道一般会計補正予算（第9号）

令和3年度北海道一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ77,216,098千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,639,549,997千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 道	税	573,266,638	41,480,000	614,746,638
	1 道 民 税	151,458,541	6,083,000	157,541,541
	2 事 業 税	109,057,071	26,338,000	135,395,071
	3 地 方 消 費 税	151,665,446	4,741,000	156,406,446
	4 不 動 産 取 得 税	16,089,816	627,000	16,716,816
	5 道 た ば こ 税	6,919,041	306,000	7,225,041
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,327,199	123,000	1,450,199
	7 軽 油 引 取 税	54,871,266	3,479,000	58,350,266
	8 自 動 車 税	79,855,619	△ 155,000	79,700,619
	10 道 固 定 資 産 税	165,750	9,000	174,750
	13 循 環 資 源 利 用 促 進 税	876,855	△ 71,000	805,855
2 地方消費税清算金		253,567,812	10,817,194	264,385,006

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 地方消費税清算金	253,567,812	10,817,194	264,385,006
3 地方譲与税		71,039,000	25,989,000	97,028,000
	1 特別法人事業譲与税	58,239,000	26,674,000	84,913,000
	2 地方揮発油譲与税	11,261,000	△ 647,000	10,614,000
	3 石油ガス譲与税	388,000	26,000	414,000
	4 自動車重量譲与税	460,000	△ 2,000	458,000
	5 森林環境譲与税	460,000	△ 6,000	454,000
	6 航空機燃料譲与税	231,000	△ 56,000	175,000
4 地方特例交付金		2,480,000	31,994	2,511,994
	1 地方特例交付金	2,480,000	31,994	2,511,994
5 地方交付税		631,000,000	52,935,067	683,935,067
	1 地方交付税	631,000,000	52,935,067	683,935,067
6 交通安全対策特別交付金		1,059,000	42,000	1,101,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,059,000	42,000	1,101,000

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		24,733,247	△ 1,951,607	22,781,640
	1 分担金	4,902,009	△ 2,960	4,899,049
	2 負担金	19,831,238	△ 1,948,647	17,882,591
8 使用料及び手数料		23,062,620	△ 426,883	22,635,737
	1 使用料	13,137,833	△ 226,723	12,911,110
	3 証紙収入	9,628,195	△ 200,160	9,428,035
9 国庫支出金		857,673,825	△ 39,022,756	818,651,069
	1 国庫負担金	100,980,116	690,186	101,670,302
	2 国庫補助金	747,347,150	△ 38,276,393	709,070,757
	3 委託金	9,346,559	△ 1,436,549	7,910,010
10 財産収入		5,802,981	6,545	5,809,526
	1 財産運用収入	3,297,966	△ 113,005	3,184,961
	2 財産売却収入	2,505,015	119,550	2,624,565
11 寄附金		265,814	436,854	702,668

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 寄 附 金	265,814	436,854	702,668
12 繰 入 金		55,816,305	△ 911,595	54,904,710
	1 特別会計繰入金	8,131,371	750,226	8,881,597
	2 基金繰入金	47,684,934	△ 1,661,821	46,023,113
13 諸 収 入		511,440,113	△ 124,759,943	386,680,170
	1 延滞金、加算金 及び過料等	834,596	△ 88,998	745,598
	2 預 金 利 子	2,845	1,203	4,048
	3 貸 付 金 収 入	494,269,658	△ 125,159,743	369,109,915
	4 受 託 事 業 収 入	3,034,562	△ 845,980	2,188,582
	5 収 益 事 業 収 入	7,605,786	△ 1,077,251	6,528,535
	6 雑 入	5,692,666	2,410,826	8,103,492
14 道 債		676,373,900	△ 44,433,587	631,940,313
	1 道 債	676,373,900	△ 44,433,587	631,940,313
15 繰 越 金		29,184,840	2,551,619	31,736,459

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 繰越金	29,184,840	2,551,619	31,736,459
歳入	合計	3,716,766,095	△ 77,216,098	3,639,549,997

		歳 出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		3,319,894	△ 43,309	3,276,585
	1 議 会 費	3,319,894	△ 43,309	3,276,585
2 総 務 費		322,692,254	87,763,289	410,455,543
	1 総 務 管 理 費	116,171,439	81,036,542	197,207,981
	2 徴 税 費	163,129,592	9,026,722	172,156,314
	3 学 事 宗 務 費	32,385,619	△ 1,563,170	30,822,449
	4 防 災 費	1,943,604	△ 24,639	1,918,965
	5 原子力安全対策費	1,939,522	△ 278,809	1,660,713
	7 領土復帰対策費	835,419	△ 19,191	816,228
	8 会 計 管 理 費	446,458	△ 12,251	434,207
	9 選 挙 費	4,834,610	△ 311,321	4,523,289
	10 人 事 委 員 会 費	337,582	△ 28,570	309,012
	11 監 査 委 員 費	664,243	△ 62,024	602,219

款	項	補正前の額	補正額	計
3 総合政策費		60,365,000	△ 3,764,486	56,600,514
	1 総合政策管理費	3,777,852	58,023	3,835,875
	2 官民連携推進費	110,497	222,721	333,218
	3 政策費	2,108,026	△ 789,102	1,318,924
	4 国際交流費	380,110	△ 36,402	343,708
	5 情報統計費	6,401,991	△ 415,319	5,986,672
	6 地域創生費	7,181,255	△ 544,022	6,637,233
	7 地域行政費	2,700,880	△ 654,183	2,046,697
	8 交通政策費	33,187,695	△ 1,229,594	31,958,101
	9 航空費	4,516,694	△ 376,608	4,140,086
4 環境生活費		14,560,467	△ 1,583,408	12,977,059
	1 環境生活管理費	2,338,802	△ 43,700	2,295,102
	2 環境政策費	3,741,111	△ 478,291	3,262,820
	3 循環型社会推進費	489,370	△ 10,250	479,120



款	項	補正前の額	補正額	計
	4 気候変動対策費	1,913,457	△ 115,241	1,798,216
	5 自然環境費	1,414,497	△ 352,124	1,062,373
	6 道民生活費	518,068	△ 1,889	516,179
	7 消費者安全費	394,350	△ 26,587	367,763
	8 文化振興費	1,073,611	△ 22,368	1,051,243
	9 スポーツ振興費	1,222,334	△ 100,218	1,122,116
	10 東京オリンピック 連携費	817,330	△ 398,462	418,868
	11 アイヌ政策費	637,537	△ 34,278	603,259
5 保健福祉費		689,611,963	△ 10,510,847	679,101,116
	1 保健福祉管理費	25,982,978	△ 1,304,051	24,678,927
	2 地域医療費	15,468,508	562,353	16,030,861
	3 医務薬務費	3,399,790	△ 625,813	2,773,977
	4 地域保健費	237,038,629	△ 6,366,058	230,672,571
	5 国保医療費	112,127,508	△ 2,951,834	109,175,674

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 食品衛生費	802,881	△ 64,439	738,442
	7 地域福祉費	57,627,373	7,722,871	65,350,244
	8 施設運営指導費	5,880,393	838,193	6,718,586
	9 障がい者保健福祉費	72,871,333	△ 1,600,743	71,270,590
	10 高齢者保健福祉費	83,250,351	△ 3,050,777	80,199,574
	11 子ども子育て支援費	74,550,180	△ 3,683,674	70,866,506
	12 災害救助費	612,039	13,125	625,164
6 経 済 費		677,329,286	△ 131,340,786	545,988,500
	1 経 済 管 理 費	4,124,096	△ 196,388	3,927,708
	2 食 関 連 産 業 費	1,111,279	△ 1,121	1,110,158
	3 経 済 企 画 費	102,205,258	△ 1,208,846	100,996,412
	4 国 際 経 済 費	108,019	△ 4,757	103,262
	5 観 光 費	68,634,499	△ 33,307	68,601,192
	6 中 小 企 業 費	470,614,132	△ 128,803,721	341,810,411

款	項	補正前の額	補正額	計
	7 産業振興費	16,596,658	273,069	16,869,727
	9 環境・エネルギー費	8,034,084	△ 152,975	7,881,109
	10 雇用労政費	1,109,886	△ 174	1,109,712
	11 産業人材費	4,335,850	△ 1,179,346	3,156,504
	12 労働委員会費	397,727	△ 33,220	364,507
7 農政費		189,763,772	△ 15,291,230	174,472,542
	1 農政管理費	11,403,447	△ 2,064,448	9,338,999
	2 食品政策費	3,297,061	△ 704,465	2,592,596
	3 農産振興費	13,865,182	△ 3,750,116	10,115,066
	4 畜産振興費	12,198,991	△ 1,005,601	11,193,390
	5 技術普及費	2,954,670	△ 303,706	2,650,964
	6 農業経営費	8,917,970	△ 4,237,285	4,680,685
	7 農地調整費	1,843,749	△ 178,317	1,665,432
	8 農村設計費	16,566,926	△ 1,171,154	15,395,772

款	項	補正前の額	補正額	計
	9 農業農村整備事業費	97,970,700	△ 1,640,900	96,329,800
	10 農業施設管理費	20,696,541	△ 222,074	20,474,467
	11 農村計画費	48,535	△ 13,164	35,371
8 水産林務費		93,058,315	△ 3,530,557	89,527,758
	1 水産林務管理費	8,267,933	△ 1,166,715	7,101,218
	2 水産経営費	4,605,427	△ 805,520	3,799,907
	3 水産振興費	662,830	△ 2,231	660,599
	4 漁港漁村費	36,453,936	△ 320,800	36,133,136
	5 漁業管理費	3,300,344	△ 55,570	3,244,774
	6 林業木材費	5,724,731	△ 1,023,557	4,701,174
	7 森林計画費	952,101	△ 73,850	878,251
	8 森林整備費	13,847,797	△ 61,956	13,785,841
	9 治山費	14,332,945	△ 3,750	14,329,195
	10 森林活用費	592,596	△ 12,716	579,880

款	項	補正前の額	補正額	計
	11 道 有 林 費	4,317,675	△ 3,892	4,313,783
9 建 設 費		295,251,540	△ 4,694,998	290,556,542
	1 建 設 管 理 費	45,067,093	△ 1,707,377	43,359,716
	2 維 持 管 理 防 災 費	12,493,197	△ 249	12,492,948
	3 道 路 橋 り ょ う 費	132,246,185	△ 929,285	131,316,900
	4 河 川 費	56,982,279	△ 732,125	56,250,154
	5 砂 防 海 岸 費	28,504,042	109,841	28,613,883
	6 ま ち づ くり 推 進 費	62,512	△ 4,338	58,174
	7 都 市 環 境 費	7,145,625	△ 565,815	6,579,810
	8 公 園 下 水 道 費	6,964,052	△ 148,303	6,815,749
	9 建 築 指 導 費	507,969	△ 130,972	376,997
	10 住 宅 費	41,409	△ 9,300	32,109
	11 営 繕 費	5,237,177	△ 577,075	4,660,102
10 警 察 費		130,777,819	△ 946,727	129,831,092

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 警察管理費	122,878,123	△ 706,088	122,172,035
	2 警察活動費	3,546,774	△ 120,383	3,426,391
	3 交通安全施設費	4,352,922	△ 120,256	4,232,666
11 教育費		385,608,002	47,112	385,655,114
	1 教育総務費	23,262,744	△ 784,590	22,478,154
	2 小学校費	130,553,100	255,502	130,808,602
	3 中学校費	80,184,830	275,075	80,459,905
	4 高等学校費	95,007,318	975,343	95,982,661
	5 特別支援学校費	50,877,540	156,756	51,034,296
	6 学校教育費	3,013,445	△ 803,186	2,210,259
	7 社会教育費	1,868,698	△ 26,258	1,842,440
	8 保健体育費	840,327	△ 1,530	838,797
12 災害復旧費		3,332,735	△ 892,431	2,440,304
	2 水産林業施設 災害復旧費	1,216,933	△ 515,442	701,491

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 土木施設災害復旧費	2,055,802	△ 376,989	1,678,813
13 公債費		643,150,003	4,593,371	647,743,374
	1 公債費	643,150,003	4,593,371	647,743,374
14 諸支出金		207,745,045	2,978,909	210,723,954
	1 繰出金	30,274,047	△ 3,587	30,270,460
	2 諸費	177,470,998	2,982,496	180,453,494
歳出合計		3,716,766,095	△ 77,216,098	3,639,549,997

第 2 表

## 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
3 総合政策費	5 情報統計費	—	—	情報通信格差対策 事業費補助金	72,490
	8 交通政策費	—	—	北海道新幹線鉄道 整備事業費負担金	10,977,096
	9 航空費	—	—	空港管理費	115,170
		—	—	新千歳空港国際 拠点空港化推進費	292,391
		—	—	空港公共事業費	90,000
5 保健福祉費	4 地域保健費	—	—	感染症対策事業費	2,800,615
	7 地域福祉費	—	—	人材育成対策費	8,841
	10 高齢者保健 福祉費	—	—	高齢者対策推進費	1,155,216
		—	—	介護保険対策費	260,174
6 経済費	3 経済企画費	—	—	感染防止対策協力 支援金支給事業費	48,558,560
7 農政費	1 農政管理費	公共事業事務費	1,397,515	公共事業事務費	1,990,000
	2 食品政策費	6次産業化 ネットワーク活動 事業費	1,100,000	6次産業化 ネットワーク活動 事業費	1,383,432
	3 農産振興費	農業生産総合対策 事業費	4,895,000	農業生産総合対策 事業費	5,563,389



款	項	補 正 前		補 正 後		
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額	
		—	—	畑作物生産改善 対 策 費	55,274	
	4 畜産振興費	畜産振興総合対策 事 業 費	7,462,520	畜産振興総合対策 事 業 費	8,858,189	
	6 農業経営費	強い農業づくり 事 業 費	900,000	強い農業づくり 事 業 費	967,497	
	7 農地調整費	市町村地籍調査 事 業 費	50,700	市町村地籍調査 事 業 費	60,939	
	9 農業農村 整備事業費	道営土地改良 事 業 費	41,318,991	道営土地改良 事 業 費	47,266,726	
		—	—	団体営土地改良 事 業 費	495,239	
		道営農用地造成 事 業 費	2,200,000	道営農用地造成 事 業 費	3,250,115	
		団体営農用地造成 事 業 費	384,000	団体営農用地造成 事 業 費	464,762	
		道営農地防災 事 業 費	38,000	道営農地防災 事 業 費	998,785	
		—	—	道営農道整備 事 業 費	377,520	
		道営農村総合 整備事業費	890,500	道営農村総合 整備事業費	997,436	
		—	—	団体営農村総合 整備事業費	135,747	
		8 水産林務費	1 水産林務 管 理 費	公共事業事務費	592,816	公共事業事務費
	—			—	補助事業事務費	1,701

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	3 水産振興費	資源増大事業費	50,000	資源増大事業費	85,402
	4 漁港漁村費	水産物供給基盤整備事業費	10,610,000	水産物供給基盤整備事業費	12,666,612
		—	—	漁港漁村活性化対策事業費	92,000
		漁港海岸保全事業費	160,500	漁港海岸保全事業費	745,668
	8 森林整備費	森林環境保全整備事業費	5,532,446	森林環境保全整備事業費	5,635,074
9 治山費	治山事業費	4,688,183	治山事業費	5,158,183	
9 建設費	1 建設管理費	公共事業事務費	797,065	公共事業事務費	1,122,105
		補助事業事務費	300	補助事業事務費	10,866
		単独事業事務費	64,879	単独事業事務費	165,662
	3 道路橋りょう費	道路公共事業費	18,876,667	道路公共事業費	23,051,667
		道路特別対策事業費	7,300,000	道路特別対策事業費	7,645,000
		地域活力基盤整備事業費	10,950,000	地域活力基盤整備事業費	11,470,000
	4 河川費	河川公共事業費	12,637,000	河川公共事業費	19,647,000
		—	—	河川受託工事費	105,000

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		ダム公共事業費	1,409,113	ダム公共事業費	1,479,733
		ダム負担工事費	49,798	ダム負担工事費	102,669
	5 砂防海岸費	砂防公共事業費	9,256,000	砂防公共事業費	10,291,000
		海岸公共事業費	1,773,000	海岸公共事業費	3,121,000
	7 都市環境費	街路公共事業費	1,675,000	街路公共事業費	3,436,000
		街路特別対策事業費	48,600	街路特別対策事業費	58,200
		地域活力基盤整備事業費	35,400	地域活力基盤整備事業費	49,800
		—	—	街路受託工事費	103,511
	8 公園下水道費	公園公共事業費	190,000	公園公共事業費	667,400
		—	—	公共下水道公共事業費	742,500
		—	—	流域下水道公共事業費	1,414,000
11 営繕費	—	—	庁舎等営繕費	46,648	
10 警察費	1 警察管理費	—	—	装備管理費	152,316
	3 交通安全施設費	—	—	交通安全施設整備費	221,454

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
11 教 育 費	4 高等学校費	—	—	産業教育施設 整備費	263,581
12 災害復旧費	2 水産林業 施設災害 復旧費	—	—	林道災害復旧 事業費	61,463
	3 土木施設 災害復旧費	土木災害復旧 事業費	585,225	土木災害復旧 事業費	1,245,663

第 3 表

## 債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
昭和51年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成29年度から令和3年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、管理費、造成費、事務費及び資金経費について 6,549千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	令和4年度から令和8年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、管理費、造成費、事務費及び資金経費について 6,550千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和56年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成29年度から令和3年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、調査測量費、事務費及び資金経費について 28,562千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	令和4年度から令和8年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、調査測量費、事務費及び資金経費について 28,569千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和61年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成29年度から令和3年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 17,543千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用	令和4年度から令和8年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 17,548千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額		地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成3年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成29年度から令和3年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,019千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	令和4年度から令和8年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,022千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成8年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成29年度から令和3年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,418千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	令和4年度から令和8年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,422千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
令和3年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う道単独事業用地に係る融資に対する債務保証に関する債務負担行為	—	—	令和3年度から令和4年度まで	元金について 18,122,000千円 利子について 元金に対する利子相当額の合計額

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
令和3年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う公社自主事業用地に係る融資に対する債務保証に関する債務負担行為	—	—	令和3年度から令和4年度まで	元金について 10,431,000千円 利子について 元金に対する 利子相当額 の合計額
水産高等学校実習船建造に関する債務負担行為	令和元年度から令和3年度まで	1,513,270	令和元年度から令和4年度まで	1,513,270

第 4 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
総合研究機構整備費	1,076,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,077,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
庁舎等整備費	279,000	同 上	10%以内	同 上	222,000	同 上	10%以内	同 上
私立学校等管理運営対策費	7,000	同 上	10%以内	同 上	15,000	同 上	10%以内	同 上
消防学校施設整備費	146,000	同 上	10%以内	同 上	138,000	同 上	10%以内	同 上
北海道特定特別総合開発事業推進費	921,000	同 上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	595,000	同 上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
地域総合整備資金貸付事業費	691,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	244,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
北海道新幹線鉄道整備事業費	20,033,000	同 上	10%以内	同 上	20,912,000	同 上	10%以内	同 上



起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
直轄空港整備費	704,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	510,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
自然環境対策費	385,000	同 上	10%以内	同 上	338,000	同 上	10%以内	同 上
土地改良事業費	24,968,000	同 上	10%以内	同 上	25,401,000	同 上	10%以内	同 上
農用地造成事業費	2,157,000	同 上	10%以内	同 上	2,193,000	同 上	10%以内	同 上
農地防災事業費	1,501,000	同 上	10%以内	同 上	1,463,000	同 上	10%以内	同 上
農道等整備事業費	642,000	同 上	10%以内	同 上	622,000	同 上	10%以内	同 上
農道整備特別対策事業費	486,000	同 上	10%以内	同 上	471,000	同 上	10%以内	同 上
農村総合整備事業費	525,000	同 上	10%以内	同 上	523,000	同 上	10%以内	同 上
直轄土地改良事業費	12,667,000	同 上	10%以内	同 上	12,590,000	同 上	10%以内	同 上
水産基盤整備費	11,146,000	同 上	10%以内	同 上	11,117,000	同 上	10%以内	同 上
直轄特定漁港漁場整備事業費	5,399,000	同 上	10%以内	同 上	5,079,000	同 上	10%以内	同 上
漁港海岸保全費	606,000	同 上	10%以内	同 上	605,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
林道事業費	547,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	544,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時治山施設整備特別対策事業費	1,667,000	同 上	10%以内	同 上	1,665,000	同 上	10%以内	同 上
森林整備費	5,502,900	同 上	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	5,493,900	同 上	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄道路事業費	24,422,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	23,611,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時道路整備特別対策事業費	31,965,000	同 上	10%以内	同 上	30,769,000	同 上	10%以内	同 上
直轄河川事業費	12,849,000	同 上	10%以内	同 上	13,032,000	同 上	10%以内	同 上
河川改良費	14,153,000	同 上	10%以内	同 上	14,020,000	同 上	10%以内	同 上
臨時河川整備特別対策事業費	8,047,000	同 上	10%以内	同 上	8,069,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
ダム建設費	956,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	932,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄砂防事業費	2,749,000	同 上	10%以内	同 上	2,882,000	同 上	10%以内	同 上
臨時砂防施設整備特別対策事業費	1,319,000	同 上	10%以内	同 上	1,321,000	同 上	10%以内	同 上
災害関連事業費	59,000	同 上	10%以内	同 上	57,000	同 上	10%以内	同 上
直轄海岸事業費	275,000	同 上	10%以内	同 上	273,000	同 上	10%以内	同 上
街路事業費	2,395,000	同 上	10%以内	同 上	2,227,000	同 上	10%以内	同 上
臨時街路整備特別対策事業費	1,056,000	同 上	10%以内	同 上	1,012,000	同 上	10%以内	同 上
庁舎等営繕費	3,747,000	同 上	10%以内	同 上	3,266,000	同 上	10%以内	同 上
警察施設整備費	492,000	同 上	10%以内	同 上	484,000	同 上	10%以内	同 上
交通安全施設整備費	1,099,000	同 上	10%以内	同 上	1,054,000	同 上	10%以内	同 上
漁港災害復旧費	169,000	同 上	10%以内	同 上	142,000	同 上	10%以内	同 上
林道災害復旧費	1,000	同 上	10%以内	同 上	0	—	—	—

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
治山災害 復旧費	166,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	0	—	—	—
土木災害 復旧費	695,000	同 上	10%以内	同 上	678,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時財政 対策債	140,000,000	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	同 上	98,589,413	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	同 上
合 計	676,373,900				631,940,313			

令和3年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和3年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,323,320千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ400,164,779千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		409,841	45,252	455,093
	1 財産運用収入	409,841	45,252	455,093
2 繰入金		391,431,618	8,278,068	399,709,686
	1 一般会計繰入金	294,081,740	8,283,003	302,364,743
	2 基金繰入金	97,349,878	△ 4,935	97,344,943
歳入合計		391,841,459	8,323,320	400,164,779

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		391,841,459	8,323,320	400,164,779
	1 公 債 費	391,841,459	8,323,320	400,164,779
歳 出 合 計		391,841,459	8,323,320	400,164,779

令和3年度北海道国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度北海道国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,021,708千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ517,982,761千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。



第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		148,451,424	10	148,451,434
	1 負担金	148,451,424	10	148,451,434
2 国庫支出金		134,994,717	1,242,809	136,237,526
	1 国庫負担金	92,006,468	△ 30,885	91,975,583
	2 国庫補助金	42,988,249	1,273,694	44,261,943
3 財産収入		719	2,042	2,761
	1 財産運用収入	719	2,042	2,761
4 繰入金		29,420,231	5,324,917	34,745,148
	1 一般会計繰入金	29,104,355	△ 33,901	29,070,454
	2 基金繰入金	315,876	5,358,818	5,674,694
5 繰越金		508,677	17,319,226	17,827,903
	1 繰越金	508,677	17,319,226	17,827,903

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸 収 入		180,585,285	132,704	180,717,989
	1 貸付金収入	47,333	14,333	61,666
	2 雑 入	180,537,952	118,371	180,656,323
歳 入 合 計		493,961,053	24,021,708	517,982,761

		歳 出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業費		493,425,653	10,979,491	504,405,144
	1 国民健康保険事業費	493,425,653	10,979,491	504,405,144
2 諸 支 出 金		535,400	13,042,217	13,577,617
	1 繰 出 金	26,723	943,844	970,567
	2 諸 費	508,677	12,098,373	12,607,050
歳 出 合 計		493,961,053	24,021,708	517,982,761

令和3年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ122,978千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,260,996千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		310,483	31,821	342,304
	1 一般会計繰入金	310,483	31,821	342,304
2 繰越金		147,458	9,213	156,671
	1 繰越金	147,458	9,213	156,671
3 諸収入		626,033	△ 164,012	462,021
	1 貸付金収入	587,680	△ 143,876	443,804
	2 雑入	38,353	△ 20,136	18,217
歳入合計		1,383,974	△ 122,978	1,260,996

		歳 出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1	中小企業近代化資金貸付事業費	612,909	31,821	644,730	
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	612,909	31,821	644,730	
2	公 債 費	387,120	△ 101,993	285,127	
	1 公 債 費	387,120	△ 101,993	285,127	
3	諸 支 出 金	383,945	△ 52,806	331,139	
	1 繰 出 金	311,385	△ 52,806	258,579	
歳 出 合 計		1,383,974	△ 122,978	1,260,996	

## 令和3年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算（第1号）

令和3年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ597,524千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ984,429千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

## 第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		374,291	234	374,525
	1 財産運用収入	291	234	525
3 諸収入		12,186	597,290	609,476
	1 一般会計借入金	12,186	597,290	609,476
歳入合計		386,905	597,524	984,429



歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		386,905	597,524	984,429
	1 公 債 費	386,905	597,524	984,429
歳 出 合 計		386,905	597,524	984,429

令和3年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計補正予算（第2号）

令和3年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,998千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ347,779千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

## 第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		255,470	361	255,831
	1 財産運用収入	407	361	768
3 諸収入		40,458	49,637	90,095
	1 一般会計借入金	40,458	49,637	90,095
歳入合計		297,781	49,998	347,779

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		297,781	49,998	347,779
	1 公 債 費	297,781	49,998	347,779
歳 出 合 計		297,781	49,998	347,779

令和3年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）

令和3年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,499千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ575,034千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		3,050	△ 1,970	1,080
	1 一般会計繰入金	3,050	△ 1,970	1,080
2 繰越金		55,441	△ 10,529	44,912
	1 繰越金	55,441	△ 10,529	44,912
歳入	合計	587,533	△ 12,499	575,034

		歳 出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 就農支援資金貸付等事業費		3,050	△ 1,970	1,080	
	1 就農支援資金貸付等事業費	3,050	△ 1,970	1,080	
3 諸 支 出 金		212,482	△ 10,529	201,953	
	1 繰 出 金	195,136	△ 3,632	191,504	
	2 諸 費	17,346	△ 6,897	10,449	
歳 出 合 計		587,533	△ 12,499	575,034	

令和3年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18,814千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,879,013千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。



第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		5,041,835	△ 146,200	4,895,635
	1 使用料	5,041,835	△ 146,200	4,895,635
2 国庫支出金		2,859,133	73,448	2,932,581
	1 国庫補助金	2,859,133	73,448	2,932,581
3 繰入金		815,881	463	816,344
	1 一般会計繰入金	815,881	463	816,344
4 繰越金		100	73,414	73,514
	1 繰越金	100	73,414	73,514
5 諸収入		2,161,878	△ 32,629	2,129,249
	1 一般会計借入金	2,077,366	△ 30,456	2,046,910
	2 雑入	84,512	△ 2,173	82,339
7 財産収入		0	12,690	12,690

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 財産売却収入	0	12,690	12,690
歳 入	合 計	14,897,827	△ 18,814	14,879,013

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 道営住宅事業費		8,410,809	△ 17,332	8,393,477
	1 道営住宅事業費	8,410,809	△ 17,332	8,393,477
2 公 債 費		5,653,631	△ 180	5,653,451
	1 公 債 費	5,653,631	△ 180	5,653,451
3 諸 支 出 金		833,387	△ 1,302	832,085
	1 繰 出 金	833,377	△ 1,292	832,085
	2 諸 費	10	△ 10	0
歳 出 合 計		14,897,827	△ 18,814	14,879,013

第 2 表

## 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 道営住宅事業費	1 道営住宅事業費	公共事業事務費	6,000
		公共事業費	978,000

令和3年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,859,537千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸 収 入		40,859,537	1,000,000	41,859,537
	1 一般会計借入金	20,677,000	1,000,000	21,677,000
歳 入 合 計		40,859,537	1,000,000	41,859,537

		歳 出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	住宅供給公社事業 運営資金貸付事業費	20,677,000	1,000,000	21,677,000
	1 住宅供給公社事業 運営資金貸付事業費	20,677,000	1,000,000	21,677,000
歳 出 合 計		40,859,537	1,000,000	41,859,537

## 令和3年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第2号）

令和3年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,055,755千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,196,519千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。



第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		6,075	383	6,458
	1 手 数 料	6,075	383	6,458
2 財 産 収 入		1,076	1,028	2,104
	1 財 産 運 用 収 入	1,076	1,028	2,104
3 寄 附 金		35,500	△ 5,000	30,500
	1 寄 附 金	35,500	△ 5,000	30,500
4 諸 収 入		53,098,113	1,966,495	55,064,608
	1 収 益 事 業 収 入	50,398,480	1,901,212	52,299,692
	2 雑 入	2,699,633	65,283	2,764,916
5 繰 越 金		0	92,849	92,849
	1 繰 越 金	0	92,849	92,849
歳 入	合 計	53,140,764	2,055,755	55,196,519

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競 馬 費		53,137,080	2,055,700	55,192,780
	1 競 馬 総 務 費	19,926	328	20,254
	2 競 馬 開 催 費	53,117,154	2,055,372	55,172,526
2 諸 支 出 金		3,684	55	3,739
	1 繰 出 金	3,684	55	3,739
歳 出 合 計		53,140,764	2,055,755	55,196,519

令和3年度北海道公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度北海道公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和3年度北海道公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 年間総処理水量	1,715,710立方メートル	39,596立方メートル	1,755,306立方メートル
(2) 一日平均処理水量	4,701立方メートル	108立方メートル	4,809立方メートル
(3) 主要な建設改良事業			
石狩湾新港地域 公共下水道改修事業	798,300千円	△ 34,027千円	764,273千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 下水道事業収益	942,018千円	4,818千円	946,836千円
第1項 営業収益	342,529千円	7,905千円	350,434千円
第2項 営業外収益	599,489千円	△ 3,087千円	596,402千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	1,160,169千円	54,632千円	1,214,801千円
第1項 営業費用	987,572千円	25,648千円	1,013,220千円
第2項 営業外費用	172,597千円	△ 1,554千円	171,043千円
第3項 特別損失	0千円	30,538千円	30,538千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額30,802千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額31,687千円」に、「当年度分損益勘定留保資金1,004千円、過年度資本的収支調整額19,959千円及び当年度資本的収支調整額9,839千円」を「過年度分損益勘定留保資金15,747千円及び過年度資本的収支調整額15,940千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	1,146,669千円	△ 39,912千円	1,106,757千円
第1項 企 業 債	740,200千円	△ 31,600千円	708,600千円
第2項 補 助 金	177,400千円	△ 7,427千円	169,973千円
第3項 他会計からの長期借入金	229,069千円	△ 885千円	228,184千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	1,177,471千円	△ 39,027千円	1,138,444千円
第1項 建 設 改 良 費	837,300千円	△ 39,027千円	798,273千円

(企業債)

第5条 予算第5条の表の一部を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
特 定 公 共 下 水 道 費	千円  659,900	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円  628,300	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

令和3年度北海道流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度北海道流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和3年度北海道流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（2） 主要な建設改良事業			
十勝川流域下水道改修事業	601,500千円	△ 26,945千円	574,555千円
石狩川流域下水道改修事業	450,400千円	△ 68,625千円	381,775千円
函館湾流域下水道改修事業	791,000千円	△ 31,830千円	759,170千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 下水道事業収益	4,687,472千円	△ 16,755千円	4,670,717千円
第1項 営業外収益	4,687,472千円	△ 16,755千円	4,670,717千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	4,803,153千円	34,894千円	4,838,047千円
第1項 営業費用	4,610,748千円	27,966千円	4,638,714千円
第2項 営業外費用	192,405千円	△ 2,999千円	189,406千円
第3項 特別損失	0千円	9,927千円	9,927千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「当年度分損益勘定留保資金972,003千円及び過年度資本的収支調整額30,780千円」を「過年度分損益勘定留保資金24,657千円、当年度分損益勘定留保資金961,436千円及び過年度資本的収支調整額16,690千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	2,562,827千円	△ 133,700千円	2,429,127千円
第1項 企 業 債	967,000千円	△ 27,500千円	939,500千円
第2項 補 助 金	1,168,900千円	△ 78,700千円	1,090,200千円
第3項 負 担 金	426,927千円	△ 27,500千円	399,427千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	3,565,610千円	△ 133,700千円	3,431,910千円
第1項 建 設 改 良 費	1,942,800千円	△ 133,700千円	1,809,100千円

(企業債)

第5条 予算第6条の表の一部を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道費	千円 386,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 358,500	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

令和3年度北海道電気事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和3年度北海道電気事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和3年度北海道電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 年間販売電力量	304,814,000キロワット時	24,636,000キロワット時	329,450,000キロワット時
(2) 主要な建設改良事業 清水沢発電所 改修事業	690,404千円	△ 47,171千円	643,233千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 電気事業収益	5,484,793千円	613,537千円	6,098,330千円
第1項 営業収益	5,346,884千円	614,305千円	5,961,189千円
第2項 財務収益	1,300千円	△ 900千円	400千円
第4項 特別利益	0千円	132千円	132千円
支 出			
第1款 電気事業費用	3,178,894千円	78,716千円	3,257,610千円
第1項 営業費用	2,744,044千円	△ 2,179千円	2,741,865千円
第3項 営業外費用	339,761千円	80,895千円	420,656千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,999,720千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,894,570千円」に、「過年度分損益勘定留保資金191,950千円、再生可能エネルギー等利用推進積立金2,105,121千円及び当年度資本的収支調整額85,579千円」を「過年度分損益勘定留保資金92,634千円、再生可能エネルギー等利用推進積立金2,104,717千円及び当年度資本的収支調整額80,149千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	3,815,633千円	△ 105,150千円	3,710,483千円
第1項 建 設 改 良 費	1,050,624千円	△ 104,880千円	945,744千円
第4項 投 資	88,620千円	△ 270千円	88,350千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条中「(1)職員給与費733,234千円」を「(1)職員給与費678,919千円」に改める。



令和3年度北海道工業用水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和3年度北海道工業用水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和3年度北海道工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 給水事業所数	77箇所	1箇所	78箇所
(2) 年間総給水量	89,828,135立方メートル	574,397立方メートル	90,402,532立方メートル
(3) 一日平均給水量	246,104立方メートル	1,574立方メートル	247,678立方メートル
(4) 主要な建設改良事業			
室蘭地区工業用水道改修事業	86,007千円	△ 13,315千円	72,692千円
苫小牧地区工業用水道改修事業	508,750千円	△ 96,415千円	412,335千円
石狩湾新港地域工業用水道改修事業	5,900千円	△ 767千円	5,133千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、「長期借入金を一  
般会計から118,313千円、電気事業会計から88,620千円」を、「長期借入金を一般会計から117,975千円、  
電気事業会計から88,350千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	2,183,788千円	21,853千円	2,205,641千円
第1項 営業収益	1,956,453千円	21,372千円	1,977,825千円
第2項 営業外収益	227,335千円	394千円	227,729千円
第3項 特別利益	0千円	87千円	87千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	2,452,936千円	86,602千円	2,539,538千円
第1項 営業費用	2,040,333千円	△ 26,228千円	2,014,105千円
第2項 営業外費用	375,244千円	67,008千円	442,252千円
第3項 特別損失	37,359千円	45,822千円	83,181千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額966,660千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額920,973千円」に、「過年度分損益勘定留保資金323,967千円、当年度分損益勘定留保資金569,166千円及び当年度資本的収支調整額73,527千円」を「過年度分損益勘定留保資金318,178千円、当年度分損益勘定留保資金545,060千円及び当年度資本的収支調整額57,735千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 資本的収入	937,011千円	△ 106,428千円	830,583千円
第2項 補助金	401,196千円	△ 106,700千円	294,496千円
第3項 他会計からの出資金	109,163千円	2,644千円	111,807千円
第4項 他会計からの長期借入金	49,652千円	△ 2,372千円	47,280千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,903,671千円	△ 152,115千円	1,751,556千円
第1項 建設改良費	900,958千円	△ 153,089千円	747,869千円
第2項 企業債償還金	936,642千円	974千円	937,616千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条中「(1)職員給与費347,832千円」を「(1)職員給与費332,758千円」に改める。

## 令和3年度北海道病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度北海道病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和3年度北海道病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(3) 年間取扱延患者数			
入 院	118,961人	△ 12,838人	106,123人
外 来	208,385人	△ 5,146人	203,239人
(4) 一日平均患者数			
入 院	326人	△ 35人	291人
外 来	861人	△ 21人	840人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、「企業債331,000千円」を、「企業債0千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	16,160,314千円	△ 654,339千円	15,505,975千円
第1項 医業収益	6,598,840千円	△ 372,355千円	6,226,485千円
第2項 医業外収益	9,546,159千円	△ 280,211千円	9,265,948千円
第3項 特別利益	15,315千円	△ 1,773千円	13,542千円
支 出			
第1款 病院事業費用	17,275,829千円	△ 1,100,754千円	16,175,075千円
第1項 医業費用	14,241,696千円	△ 468,403千円	13,773,293千円
第2項 医業外費用	2,452,271千円	△ 101,250千円	2,351,021千円
第3項 特別損失	581,862千円	△ 531,101千円	50,761千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額501,161千円」を「資本的収入額が資

本的支出額に対し不足する額570,373千円」に、「当年度分損益勘定留保資金501,161千円」を「過年度分損益勘定留保資金330,500千円及び当年度分損益勘定留保資金239,873千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)	( 計 )
収 入				
第1款 資 本 的 収 入	1,760,317千円	△	101,681千円	1,658,636千円
第1項 企 業 債	661,000千円	△	1,000千円	660,000千円
第2項 補 助 金	14,098千円		15,180千円	29,278千円
第3項 他 会 計 負 担 金	991,219千円	△	21,882千円	969,337千円
第4項 固 定 資 産 売 却 代 金	94,000千円	△	93,979千円	21千円
支 出				
第1款 資 本 的 支 出	2,261,478千円	△	32,469千円	2,229,009千円
第1項 建 設 改 良 費	679,877千円		12,915千円	692,792千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,581,601千円	△	45,384千円	1,536,217千円

(企業債)

第5条 予算第5条の表中の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
病院建設事業	千円 661,000	財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 660,000	財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
特別減収対策企業債	331,000	同 上	10%以内	同 上	0	—	—	—

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条中「(1)職員給与費8,597,111千円」を「(1)職員給与費9,197,276千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第8条中「1,384,403千円」を「1,385,231千円」に改める。